

ホームレスの移動と 都市オープンスペースの意味に関する研究

The Movement of Homeless Person and the Urban Open Space

時空間プログラム

08M43155 小林 宣洸 指導教員 土肥 真人

Environmental Design Program

Nobuhiro Kobayashi Adviser Masato Dohi

ABSTRACT

It is absolutely difficult to trace personal data of homeless people which include the record of receiving the social support, medical care and housing service. With the corporation of outreach service NPO, I constructed the personal database of about 3000 homeless people in Kawasaki city for recent 7 years. Adding the case study of exclusion, I could trace the movement of homeless person and the transition of urban open space. As results, 1) Several types of homelessness living correspond to place of sleeping are observed. 2) Though the number of homeless people is not decreased, urban open space is so gentrified that it is hard to see those homelessness. The segregation for homelessness in terms of space and time is being carried out throughout the urban open space.

1 章：背景と目的

1-1 背景と目的

2002年に「ホームレスの自立支援に関する特別措置法」が制定されて以降、各地ではホームレスの自立支援施設の設置が進められている一方でかつてのホームレス小屋などは都市公園などのオープンスペースから姿を消してきている。しかしそれは自立支援策によってホームレス生活から脱却している者が増えた結果というよりもホームレス排除の結果ではないかと考えられる。ホームレス自立支援法ではホームレスの公共空間の利用を認めず、支援プログラムに乗らない者を「社会生活を拒否する者」とラベリングし排除の対象としている。それが継続されれば「優等生的な」ホームレス以外は最後の受け皿であった都市オープンスペースが奪われた状態に陥り、社会的にも空間的にも居場所を失ってしまうと考えられる。そこで本研究では現在のホームレスがオープンスペースとどのように関わっているかを彼らの寝場所に注目しつつ把握し、ホームレスにとっての現在のオープンスペースの意味を明らかにすることを目的とする。

1-2 研究の方法と構成

本論の各章の関係と論文構成を【図1】に示す。2章で全国及び本研究の対象地である神奈川県川崎市の制度と現状を把握する。3章では川崎市のホームレス支援NPOが集めたデータを個人別データベース化し、ホームレスの傾向を調べる。4章ではヒアリング調査と文献調査からホームレスの空間から

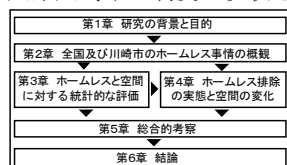


図1 論文構成図

の排除と現在の場所の利用状況を通してホームレスとオープンスペースの関わり方を分析する。5章で総合的考察を行い6章で結論とする。

1-3 先行研究

ホームレスの生活の実態については、都市公園内でホームレスが場所を占有するメカニズムを明らかにしたものⁱⁱなどがある。またホームレスと場所との関係に対して、地図上で統計的に分析したのち経済的な評価をしたものⁱⁱⁱがある。他にもホームレスの排除を取り上げた研究では大阪天王寺公園の有料化について調査しているもの^{iv}等があるが、ホームレス個人の遍歴と排除を通して場所について考察した研究はない。

2 章：全国及び川崎市のホームレス事情の概観

2-1 ホームレスに関わる法律・制度の概観

2002年に我が国では初めてホームレス支援が明文化された「ホームレス自立支援に関する特別措置法」が制定された。ただしこの法律では公共空間のホームレスの利用を認める方向ではなく、また基本方針はホームレスを「勤労意欲はあるが職のない者」「福祉的援護が必要な者」「社会生活を拒否する者」と三分類したが^v、これは行政が提供する支援サービスを拒む者を一様に「社会生活を拒否する者」として強制撤去の対象とする可能性を持つ^{vi}。

2-2 公共空間の管理に関する法律等について

ホームレスが起居の場所として利用する公共空間は【表1】の各法で管理されており、ホームレスが寝場所として各空間を利用することは各法の占有、私権制限、監督処分条項内で認められない方向で規定されている。

表1 公共空間の管理に関する法律

利用空間	管理法等	占有・禁止に ついての規定	私権の制限	監督処分	地方公共団体の 条例等
工作物 設置の 制限	道路	道路法 第32条	道路法 第4条	道路法 第71条	地方公共団体 管理の公共 施設について の管理・占有に 関する条例 (占有許可条例・ 占有料徴収条例 等)
	道路	道路交 通法 第76条			
占有の 制限	河川	河川法 第24条	河川法 第2条	河川法 第75条	
	港湾・海岸	港湾法 第37条		港湾法 第40条	
工作物 設置に よる 占有の 制限	港湾・海岸	海岸法 第7条	海岸法 第8条	海岸法 第41条	
	都市公園	都市公園法 第6条	都市公園法 第32条	都市公園法 第27条	

2-3 全国的なホームレスの実態

2002年のホームレスの自立支援に関する特別措置法の制定を受けて2003年から行われている「ホームレスの実態に関する全国調査」によれば、全国のホームレス数は減少傾向にあるが最近では減少幅が小さくなっている【表2】。また彼らの起居場所別割合を見ると、全国的にホームレスが集中している場所は都市公園、河川、道路となっ

表2 ホームレス数(全国)

	男	女	不明	合計
15年調査	20,661(81.6)	749(3)	3,886(15.4)	25,296(100)
19年調査	16,828(90.7)	616(3.3)	1,120(6)	18,564(100)
20年調査	14,707(91.8)	531(3.3)	780(4.9)	16,018(100)
21年調査	14,554(92.4)	495(3.1)	710(4.5)	15,759(100)

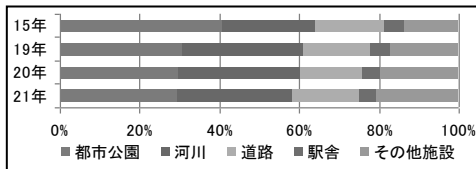


図2 ホームレスの寝場所別割合(全国)

2-4 神奈川県川崎市におけるホームレス問題の対応

神奈川県川崎市は京浜工業地帯の一角として労働者の町として栄えたが、経済情勢の悪化を受けてホームレス数が増加したことを背景に、1994年から独自にホームレス支援施策を展開している。2000年以降では2003年にホームレス数はピークを迎えているが、第一期自立支援計画を迎えてからホームレス数は減少している【図3】。市の支援施策【表3】は、①期は主に食糧・健康福祉を重点とした施策と巡回相談事業^{vi}を展開しているが、②期からは居住や就労を支援方針の柱としている。③期からは地域やコミュニティ型の自立支援を中心

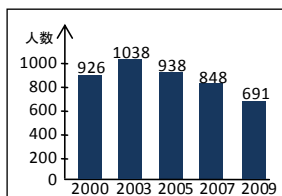


図3 ホームレス数(川崎市)

表3 川崎市の支援施策の変遷

計画時期	事業名称	施行年
① 自立支援計画以 前からの 施策	食料品支給事業(2006年廃止)	1994年
	越年対策事業	1994年
	健康診断	1994年
	野宿生活者救急医療円滑化事業	1995年
	一時宿泊事業(2003年廃止)	1996年
② 第1期自立支援 計画からの施策	巡回相談事業 ^{vi}	2000年
	緊急一時宿泊施設「愛生寮」 (2009年廃止)	2004年
	自立支援市民事業	2004年
③ 第2期自立支援 計画からの施策	就労自立支援センター	2006年
	富士見生活づくり支援ホーム	2006年
	自立支援センターサテライト型事業	2008年
	グループホーム型事業	2008年

3章: ホームレスと空間に対する統計的な評価

本章では過去にホームレス支援を通して川崎市と関わってきたホームレスを対象に、その際に聞取ったデータを集積し個人別データベースを作成することで、各支援主体やサービス主体とホームレスの個人レベルでの接触の履歴を追い、ホームレスと寝場所との関係を調査した。

3-1 個人別データベースとその作成について

川崎市ホームレス支援NPO川崎水曜パトロールの会がこれまでの巡回相談で聞き取ってきたホームレスのデータ及び各支援施設の入所データ等を用いてホームレスとの過去の接触が追えるデータベースを作成した。作成にあたっては氏名、生年月日を基に同一人物の選定を行い、それができない場合は他の情報によって川崎水曜パトロールの会スタッフの協力に

表4 使用データの概要

	巡回相談A (2006.04~ 2008.08)	巡回相談B (2006.04~ 2008.07)	食料品支援 事業 (2003.10~ 2004.04)	一号様式 (2006.04~ 2008.05)	追悼 (2005~ 2008)	自立支援 センター入所 (2008.04~ 2008.08)	健康診断 (2007.01)	越年対策 事業 (2007)	計
総件数	6141	3380	956	307	122	130	33	74	11143
削除件数	705	404	0	0	0	0	0	0	1109
有効件数	5436	2976	956	307	122	130	33	74	10034

表5 ホームレスの過去の接触回数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11-15	16-20	21-50	51-65	計
人数	1507	296	181	157	86	65	52	44	35	30	88	51	0	9	2601
重複接触回数	1507	592	543	628	430	390	364	352	325	300	1116	900	0	2587	10034

より、経験的な同定(名寄せ)を行った。

3-2 野宿場所とホームレス数

過去に川崎に関わったことのあるホームレスの寝場所を抽出した。川崎市の福祉管轄区9区【図4】ごとにそれぞれの寝場所を河川、駅、公園・緑地、道路、公共施設、その他民有地に分類して集計した。寝場所の分類別では、最も利用の割合が高いのが公園・緑地で、そこから河川、道路、と続くのは全国の統計と同じである。次に管轄区ごとにホームレスの利用人数と場所数を見ると川崎中央が人数・場所数共に圧倒的に多く、そこを中心として他の管轄区へ遠ざかっていくごとにホームレス数は減



図4 川崎市の福祉管轄区域

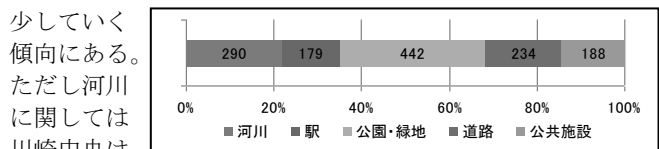


図5 ホームレスの寝場所別割合(川崎市)

少していく傾向にある。ただし河川に関しては川崎中央は多摩川沿いの6区の中で4番目であり他の場所とは異なる傾向が見られる。

3-3 接触回数と移動回数

寝場所を特定できたホームレスに対して、その接触回数と寝場所の変化(移動)の回数を調べると、このうち遭遇回数が1回だけだったホームレスは511人と全体の33%を占めており、複数回接触できないホームレスも多数いることがわかる。接触回数が1回の人を除いて移動回数の割合を表したものが【図6】である。移動回数が0回の人に着目

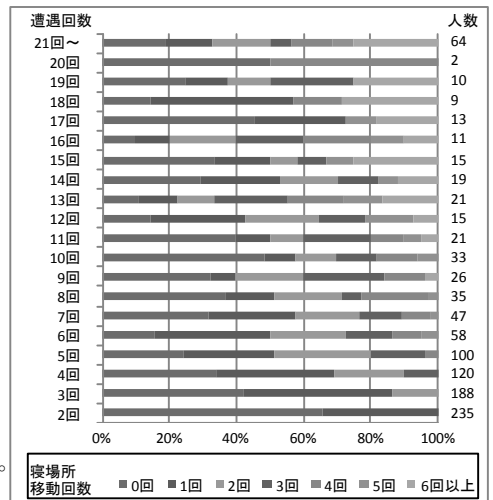
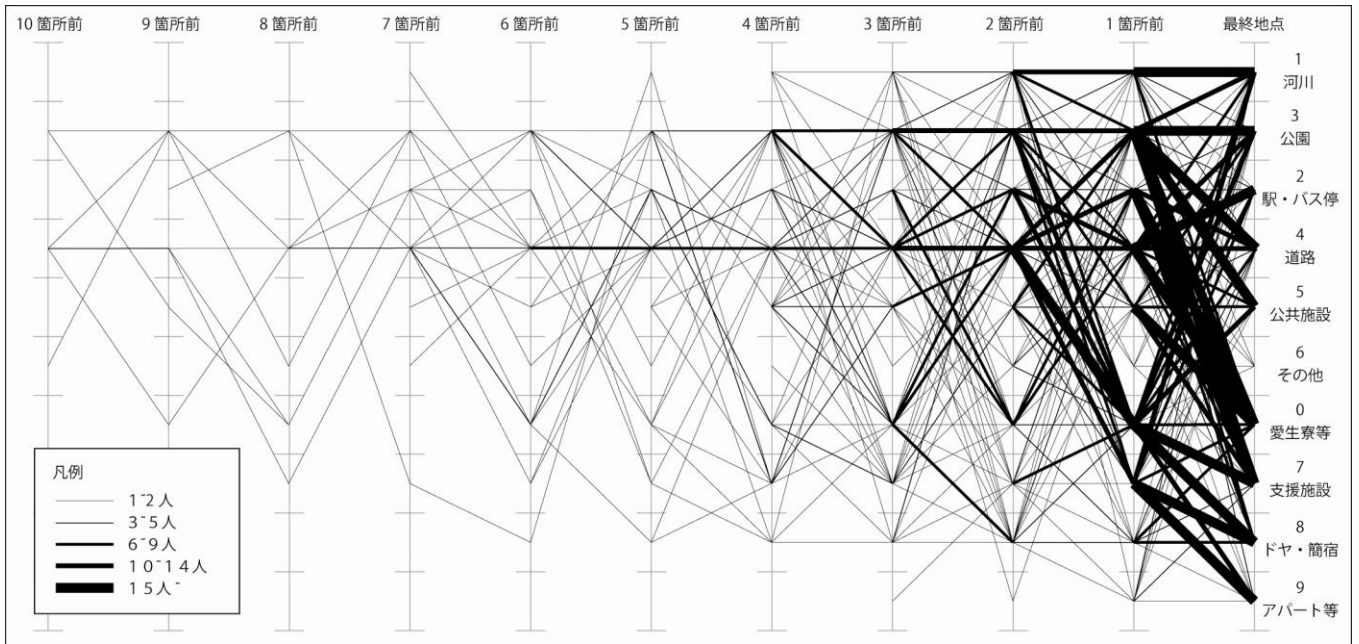


図6 遭遇回数毎の寝場所移動回数割合



すると、接触回数に対して反比例的に減少しており時間の経過とともに寝場所を変えるホームレスが多いことがわかる。

図7 ホームレスの寝場所の移動パターン

3-4 ホームレスの移動のパターン

移動が確認できたホームレスの移動パターンを表したものが【図7】である。図から読み取れる傾向として、愛生寮等に向かっていく人数が他と比べて多いことが挙げられる。また河川を利用している人が他の場所に移動することは少ない。一方で移動を繰り返している人は2~5の間、もしくは0との間を移動しており、あまり河川には関わらない。さらにシェルターや自立支援施設からドヤやアパートにつながっている流れもある一方、病院・愛生寮や自立支援施設等に入所してもアパートなどの安定居住につながらず、路上に逆戻りしているパターンも多く見られる。

3-5 各移動の個別的な分析

移動が確認できたホームレス622人に対してそれぞれが経験したことがある移動パターンのうち、1人のホームレスが過去に経験したことがある2点間での移動についてまとめた。

この結果に一時的なシェルターである愛生寮・病院の結果を含めずに集計したものが【表6】【表7】である。移動経験者数比を見ると、駅、公園・緑地、道路、公共施設はそれぞれの

表6 発着点毎の移動経験者数

	着									移動人数計(n)	非移動人数(m)	移動者数比(n/n+m)
	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
1	24	13	12	3	1	18	1	4		78	107	42.2%
2	4	5	10	38	6	2	29	6	1	101	39	72.1%
3	18	12	35	45	30	5	47	9	1	202	122	62.3%
4	9	47	32	37	17	1	22	6	1	172	42	80.4%
5	3	6	21	19	13	0	21	3	2	88	33	72.7%
6	0	1	4	3	0	1	2	0	0	11	4	73.3%
7	3	11	13	10	10	1	22	10		82	10	89.1%
8	2	3	7	6	3	0	9	8	2	40	10	80.0%
9	3	1	2	2	0	0	4	0	1	13	12	52.0%
計	66	88	137	172	82	11	154	55	22	787	379	

表7 発着点毎の移動経験者数割合

移動経験者数比	着									計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
1	3.0%	0.3%	1.7%	1.5%	0.4%	0.1%	2.3%	0.1%	0.5%	9.9%
2	0.5%	0.6%	1.3%	4.8%	0.8%	0.3%	3.7%	0.8%	0.1%	12.8%
3	2.3%	1.5%	4.4%	5.7%	3.8%	0.6%	5.0%	1.1%	0.1%	25.7%
4	1.1%	5.0%	4.1%	4.7%	2.2%	0.1%	2.8%	0.8%	0.1%	21.9%
5	0.4%	0.8%	2.7%	2.4%	1.7%	0.0%	2.7%	0.4%	0.3%	11.2%
6	0.0%	0.1%	0.5%	0.4%	0.0%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	1.4%
7	0.4%	1.4%	1.7%	1.3%	1.3%	0.1%	0.3%	2.8%	1.3%	10.4%
8	0.3%	0.4%	0.9%	0.8%	0.4%	0.0%	1.1%	1.0%	0.3%	5.1%
9	0.4%	0.1%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.1%	1.7%
計	8.4%	11.2%	17.4%	21.9%	10.4%	1.4%	19.6%	7.0%	2.8%	100.0%

の場所に対して発着共に高い割合を示しており、特に公園・緑地は発着点として共に高い割合であるため、様々な場所への中継点としての役割を持っていると考えられる。一方で河川は河川間で河川以外の移動は少なく、そもそも移動が少ないためホームレスの移動の終着点

となりやすい場所だと考えられる。そのため駅や公園・緑地、道路、公共施設を利用するホームレスは様々な場所間の移動

を繰り返しているのに対し、河川を利用するホームレスはその場に定着している。ことが予想できる。

4章：ホームレス排除の実態と空間の変化

4-1 空間的な排除の事例と分類

ヒアリング調査及び文献調査の結果から抽出された2000年以降の事例を通して、ホームレスが場所から排除される要因は以下の6つに分類できた【表8】。調査結果の場所を単位に集計すると全50件あり、最も多かった事例が襲撃等の排除Bで2004年に集中している。次に多い排除Aは2003年以降

表8 ホームレス排除の要因と件数

工事A	工事B	工事C	排除A	排除B	野宿継続不能
通常の工事 例)都市開発	イベントがらみの工事 例)市民祭り	排除目的の工事 例)フェンス化	工事を伴わない純粋な追い出し	実質的に寝られなくなる事例	野宿者側による問題 例)ケガ、地域トラブル
9件	7件	6件	14件	16件	2件

続けて起こっておりどの年代でも見ることができる。またホームレス自身が原因で

場所の利用が不可能になっている事例も少数だが見られた。また3章でみたようにホームレスの寝場所として河川が多数の人に利用されているが、排除をうけるような出来事はあまり起こっていない。

年/種	工事A	工事B	工事C	排除A	排除B	野宿継続不能
2000	1件			2件	1件	1件
2001						1件
2002						1件
2003				2件	2件	1件
2004	4件			2件	10件	
2005				2件		
2006		3件		1件		
2007	1件			2件	1件	
2008	2件		1件	2件	2件	
2009	1件		1件	2件	1件	
毎年計	9件	7件	6件	14件	16件	2件

表9 年代別排除件数

4-2 排除による空間の変化と利用状況

それぞれの出来事によって起こった空間の変化と現在の利用可能状況をまとめたものが【表10】である。全50件の60%以上はその後野宿場所としての利用が不可能となっている。排除の分類別に見ていくと、まず工事Aでは基本的に小屋や荷物の撤去が起こるが、その後空間の利用に関して起こる変化はまちまちであり、例えば2004年のJR西口再開発ではそれに関連している場所の野宿場所としての利用が不可能となっているが、第三京浜高架下の工事ではそのまま野宿は可能な状態となっている。工事Bでは基本的に小屋や荷物の撤去がなされるが、富士見公園での例以外はイベント期間外では

表 10 排除場所の空間改変と現状（部分）

	排除分類					その後起こった空間の変化					今の利用状況			
	工事A	工事B	工事C	排除A	排除B	野宿継続不能	小屋の撤去	荷物の撤去	フェンス設置	ベンチ改修	整備工事	その他空間変化	野宿可能	野宿の不可
裁判所前歩道橋						●	●	●					●	
JR川崎駅コンコース	●						●	●						●
BE横	●													●
UR社宅横緑地				●			●							●
アゼリア入口	●						●	●						●
西口コンコース下	●						●							●
八丁駅南武線高架下				●			●	●			●			●
新町緑地東側				●			●			●				●
JR溝の口駅				●			●				●			●
富士見公園一帯		●					●	●					●	

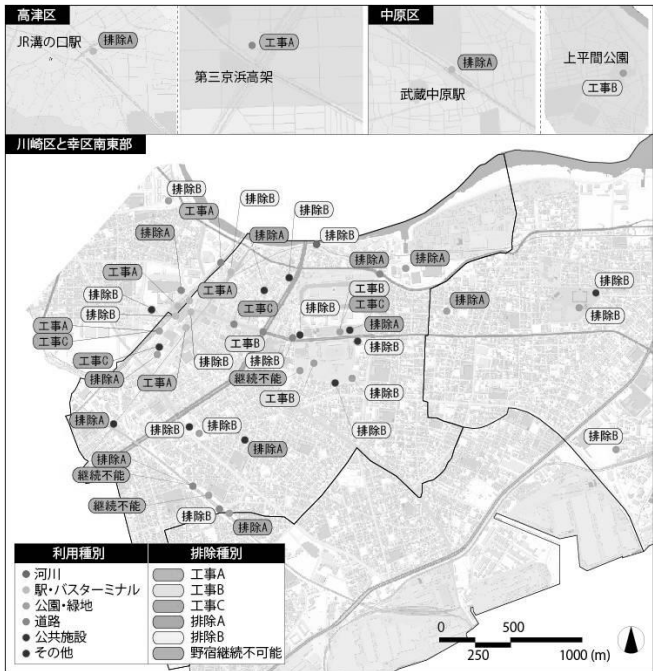


図 8 川崎中南部における排除地の分布

野宿も可能であり、空間的变化もない。工事Cは確認された野宿が不可能となっている例が多くホームレスを継続的に排除する効果が高い。排除Aは全体で最も多いケースであり、野宿が不可となる割合が最も高い。排除Bはすべての場所分類で抽出されたように多発しやすいケースである。多くのケースでは襲撃の後、そこでまた襲撃が起きないようにホームレス自身を排除する空間の変化が起きている。

4-3 現在の場所の利用状況

次に3章で抽出されたホームレスの寝場所 157ヶ所について、現在の利用状況を調査した。野宿形態を固定型、準固定型、移動型、に分類し、固定型は小屋やテントなど一つの場所に拠点をもつケース、準固定型は荷物のみを拠点に置いておき野宿をしに戻ってくるケース、移動型は荷物を持って移動し、夜間に寝場所へいくケースである。滞在のみは野宿は不可能だが休憩をとるなどの一時的な利用は可能な形態であり、利用可能な時間帯により3種に分類した。河川は全25ヶ所のうち1ヶ所以外は固定型、もしくは準固定型である。ただし移動型が河川を訪れることはなく特定のホームレスのみ

表 11 排除場所の空間改変と現状（全数）

	小屋の撤去	荷物の撤去	フェンス設置	ベンチ改修	整備工事	その他空間変化	野宿可能	野宿の不可	利用不可
工事A	5	4	1	1	1	1	3	5	1
工事B	1	6					5	2	
工事C	1		1	2	1	1		5	1
排除A	6	4	3	2	4	3	3	11	
排除B	3	6	3		3	1	6	7	
野宿継続不可	2	1			2			2	
計	18	21	8	5	11	6	17	32	2

が集まっている空間といえる。駅は野宿で利用できるのは移動型のみであり、滞在のみの場所や利用自体が

表 12 野宿場所の現在の利用状況

分類	野宿			滞在のみ			利用不可
	固定型	準固定型	移動型	終日	夜間	日中	
河川	23ヶ所	2ヶ所					1ヶ所
駅			9ヶ所			2ヶ所	2ヶ所
公園・緑地	8ヶ所	6ヶ所	42ヶ所	3ヶ所		1ヶ所	2ヶ所
道路	2ヶ所	2ヶ所	14ヶ所				12ヶ所
公共		2ヶ所	10ヶ所				7ヶ所
その他	1ヶ所		6ヶ所				2ヶ所

不可の場所が比較的多く見られる。また移動型の利用は夜間のみであるため、駅は空間的には一般社会と交わる場所であるものの、利用時間の差異によって他の社会と交わらないようにされている。公園・緑地は最も利用されている場所数が多く、すべての野宿パターンが確認できるが、実際には固定型が現れている場所には準固定、移動型は現れておらず、公園・緑地でのそれは河川の場合と違い移動型に近い性格を持っている。そのため固定型のみが利用する公園・緑地と移動型のみが利用するものの二つに分かれていると考えられる。道路も公園・道路と同様にすべての野宿パターンが見られるが、過去に利用されていた場所で現在利用が不可となっている場所が多く、空間的な排除を受けやすい場所といえる。公共施設も利用が不可となっている場所が多いが、それでも移動型として夜間野宿に使われている場所があり、排除をしながらも利用ができていた点が特徴的である。

5章：考察

ホームレスの寝場所やその利用方法は非常に多岐にわたっているが、ホームレスの特徴として移動型と固定型に分類でき、彼らの利用する空間は重なってはいない。これは彼らが利用している空間への社会のアプローチの結果であると考えられる。つまり社会との接触が多いオープンスペースでは彼らを時間的に排除し一般社会との関係を断ち、河川敷のように一般社会から離れた場所ではそこへの固定化を許容し社会的な住み分けを促している。そしてそれぞれの場所で起こる排除はその場所の利用可能なレベルを押し下げていくため、固定型の利用が守られない場所では次々とオープンスペースの利用が削られていき、ホームレスを一般社会からは不可視化させていく。その結果利用の形態によってホームレスは特徴づけられる。

6章：結論

- ・ホームレスは移動型と固定型に分かれ、固定型は主に河川に定着し、移動型はそれ以外の場所を巡回する。
- ・ホームレスは排除を通して一般社会と交わらない時間と空間に追いやられている。
- ・都市のホームレスは減少しておらず、一方で利用時間と空間に関して都市オープンスペースは再編成されている。

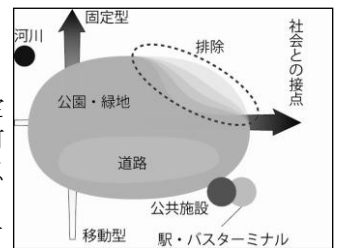


図 9 ホームレスとオープンスペースの関係概念図

<参考文献>
 i 自立支援法基本方針 2003
 ii 杉友ジョージ他(1999)「ホームレスによる公園占有の実態とそのメカニズムに関する研究」日本建築学会計画系論文集
 iii 鈴木直(2003)「GISを用いたホームレス居住圏の分析と都市政策」山崎福寿・浅田義久編「都市再生の経済分析」東洋経済新報社所収論文(第8章) pp181-201
 iv 永橋為介他(1996)「大阪市天王寺公園の管理の変遷と有料化が及ぼした野宿者排除の影響に関する研究」日本造園学会研究発表論文集
 v 厚生労働省・国土交通省「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針 第3-1 基本的な考え方」2008年告示より
 vi 原口剛「都市のイマジニアリングと野宿生活者の排除」龍谷大学経済学論集 2008 pp. 29-46
 vii 同事業は1993年に結成された川崎市ホームレス支援NPO「川崎水曜パトロールの会」が結成時より行ってきた巡回相談事業を市のホームレス支援事業として位置づけ、同NPOの活動に川崎市が補助金を出す形で行われている。また同NPOの構成員ではない市の職員も別に巡回を行っている。
 viii 例えば河川と公園を何度も移動している人については河川から公園への移動と、公園から河川への移動が1回ずつカウントされている。またこの表にある非移動人数とは、2回以上の接触がありながらも寝場所の移動がなかったホームレスの数である。